

厚生労働省 平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事例の支援方法の開発に関する調査研究事業

相談者とともにすすめる 家計改善支援

～ 支援のチカラで 100 人に 100 通りの生活再生を ～

映像教材手引書



相談者とともにすすめる 家計改善支援

～ 支援のチカラで100人に100通りの生活再生を ～

映像教材手引書

グリーンコープ生活協同組合連合会

目次 / チャプター構成

所要時間 52分10秒

映像教材の目的と活用のしかた

… p 4

Chapter 01

家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れ

… p 7

開始時間 0分00秒 所要時間 5分40秒

1) 家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れ

〈開始時間：0分00秒 / 所要時間：4分11秒〉

2) 家計相談の基本となる各種家計表の意味と役割

〈開始時間：4分11秒 / 所要時間：1分29秒〉

Chapter 02

初回面談への臨み方

… p 13

開始時間 5分40秒 所要時間 5分33秒

1) 初回面談への臨み方 〈開始時間：5分40秒 / 所要時間：3分21秒〉

2) 主訴の確認 〈開始時間：9分01秒 / 所要時間：2分12秒〉

Chapter 03

相談時家計表の作成 ～家計収入と食費以外の支出の聞き取り～ … p 17

開始時間 11分13秒 所要時間 10分16秒

1) 家計収入の聞き取り 〈開始時間：11分13秒 / 所要時間：3分41秒〉

2) 食費以外の支出の聞き取り 〈開始時間：14分54秒 / 所要時間：6分35秒〉

Chapter 04

相談時家計表の作成 ～把握が難しい食費の聞き取り～ … p 23

開始時間 21分29秒 所要時間 7分24秒

1) 食費の聞き取り 〈開始時間：21分29秒 / 所要時間：2分33秒〉

2) 相談時家計表を完成させる 〈開始時間：24分02秒 / 所要時間：3分27秒〉

3) 初回面談の振り返り 〈開始時間：27分29秒 / 所要時間：1分24秒〉

Chapter
05

番外編・相談時家計表が黒字になった事例

… p 29

開始時間 28 分 53 秒 所要時間 3 分 46 秒

Chapter
06

家計計画表の作成

… p 31

開始時間 32 分 39 秒 所要時間 8 分 11 秒

Chapter
07

ライフイベント表・キャッシュフロー表
家計再生プランの作成

… p 35

開始時間 40 分 50 秒 所要時間 6 分 55 秒

Chapter
08

家計改善支援のまとめ

… p 39

開始時間 47 分 45 秒 所要時間 4 分 22 秒

- 1) 事例のふり返り 〈開始時間：47分45秒 / 所要時間：2分01秒〉
- 2) 同行支援とまとめ 〈開始時間：49分46秒 / 所要時間：2分21秒〉

別紙資料

- ① 映像教材事例の概要
- ② 各種帳票類
- ③ 家計改善支援事業の取り組みの現状（データ）

… p 43

映像教材の目的と活用のしかた

◎ 家計改善支援事業の取り組みの現状について

全国の自治体の家計改善支援への取り組み実績

全国の自治体で家計改善支援事業を実施しているのは403自治体で、困窮者支援に取り組む全自治体の45%です。ここ数年少しずつ伸びてきてはいますが、就労準備支援事業48%、子どもの支援59%と比較すると家計改善支援事業は全国の自治体に広がりきれていない現状が分かります。実施率に関しては都道府県では100%の熊本県、94%の三重県に対し、一番低い都道府県の実施率は8%です。（H30年4月時点）

家計改善支援を利用できている人はどの程度いるのか

H29年度の全国の自立相談の新規受付件数の合計は229,685人ですが、家計改善支援を受けた人の合計は9,466人です。比率で言えば、自立相談支援を受けた人の4.1%しかいません。

H28年度の厚生労働省の調査では社会的に孤立し、生活に困窮して自立相談支援事業所を訪れる相談者の44.2%は経済的課題を抱えています。さらに、同調査で家計管理の課題を意識している人は11.8%です。仮に、44.2%の経済的課題を抱えていると自覚している人の半分か家計改善支援を受けたとするとその人数は114,845人になります。もしくは家計管理に課題があると意識している11.8%の人が家計改善支援を受けたとしたらその数は27,095人になります。しかし、現実にはH29年度は9,466人しか家計改善支援を受けていません。

自立相談支援事業所に相談したにもかかわらず、家計改善支援につながらない理由は地域によってさまざまです。そもそも事業自体が実施されてないため利用できない地域があります。家計改善支援を実施していても自立相談支援からの紹介がつながってこない地域もあります。いずれにしても家計改善支援が利用できていない結果が、9,466人の利用という現実です。

H29年度で、都道府県別に自立相談支援から家計改善支援の利用につながった実績を調べてみると、もっとも低い実績として0人の地域があり、次に0.1%（10万人当たり利用者0.3人）、0.4%（10万人当たり利用者0.6人）と、ほとんど家計改善支援を利用していない地域があります。一方で自立相談支援からつながる比率が高い地域では19.5%（10万人当たりの利用者25.3人）の徳島県、16.8%（10万人当たりの利用者23.2人）の熊本県、16.1%（10万人当たりの利用者32.7人）の福岡県が挙げられます。住んでいる地域でこれだけの格差が出てきているのが現状で、この格差をどのように解決するかが重要だと考えられます。

自治体間での格差が起こる理由について

この差は何に起因しているのか、いくつかの理由が考えられます。一つは、家計改善支援を実施するには高度な専門知識が必要という思い込みがあり、そうした支援員がいないので事業が難しいと考えられているためです。二つめは、家計改善支援は相談者の金銭管理を支援する事業との誤解があり、日常生活自立支援事業や成年後見制度と混同して理解されており、必要性が共有されていないためです。三つめは、家計改善支援の支援方法や役割が理解されておらず、家計改善支援は自立相談支援でこと足りると捉えられているためです。四つめは、家計改善支援は家計の側面から相談者の意欲喚起につながるという効果が知られていないため、支援のイメージが掴められていない点があります。そして五つめに、自治体の事業費負担を補って余りある分割納付などの実績が出始めている効果を知らないため、費用負担ばかりが意識されている点があります。

◎ 映像教材「相談者とともにすすめる家計改善支援」の目的

今回、家計改善支援の映像教材を作成したいと考えた大きな理由は、上記の理由のいくつかに当てはまる現状から、積極的に取り組めていないすべての自治体に家計改善支援への誤解や不安をとき、正しく理解していただき、少しでも家計改善支援に取り組んでいただけるようにするためです。

家計改善支援は、家計管理の専門家でなくとも、基本的で正しい考え方や支援の姿勢を学べば、どこでも、誰でも、効果的に取り組むことができます。そこで私たちは、家計改善支援事業が全国の自治体に広がることを目指し、映像教材を作成することとしました。

自立相談支援事業所につながった生活困窮者が家計改善支援を利用し、現状の厳しい家計状況から抜け出し、ひとりでも多く安心して生活できる社会を実現していきたいと考えています。

◎ 映像教材の活用のしかたについて

今回の映像教材は、まず家計改善支援の基礎を学んでいただくためのユニバーサルな教材として開発しました。家計改善支援に取り組むに当たって、最低限のことを理解していただくことを想定しています。映像中の事例は、教材用に作成しているため、流れのスムーズさ等は、あくまでもモデルであることを前提に理解してください。家計改善支援事業に取り組むすべての事業所にとって、この教材で伝えたい家計改善支援の考え方や支援のあり方が共通言語として理解され、全国一律に基礎的な最低ラインとしてマスターできることを目指しました。

基礎的な支援のあり方とは別に、どのような対人支援にも言えることですが、相談者が100人いれば100通りの支援方法や解決策が必要です。映像教材が分かりやすいために、機械的な作業になり、その結果、支援が固定的になり、汎用性に欠け、相談者一人ひとりのニーズにあったオーダーメイドの支援となりにくい可能性があります。そうしたリスクを避けるためにも、この映像教材は一人で視聴して学ぶより、出来るだけ多くの家計改善支援員(家計相談員)や他の支援員とともに視聴し、より良い支援のあり方を考え、意見交換するための素材として活用いただきたいと思います。新たな支援のあり方を模索する第一歩に結びついていくことを期待します。本書は、そのための手引書です。

素材としての映像教材を活用することで、支援員が地域ごとに集まり情報を交換し、知恵を出し合う中で、困難な事例の研修にも結びついていくことを期待しています。その様な積み重ねの中で、家計改善支援のスキルが向上し、多様な支援方法が編み出されていくことにつながっていきます。

家計改善支援を本格的に実施し始めるとライフイベント表やキャッシュフロー表(p10参照)の作成が必要になりますが、そこまでの詳細なスキルを含んだ本格的な教材としては作成していません。従って、家計改善支援事業所としての専門的な本格研修は是非、国の家計改善支援事業従事者養成研修を受講し、カバーしていただくよう、お願いいたします。

本書では、各チャプターごとに共有したいことや考えて欲しいことを記載しています。教材の事例が何故そうになっているかについても、誤解がないように説明を加えています。映像教材の補足資料としてお使いください。

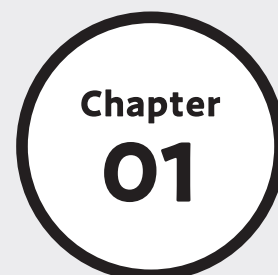


研修を運営する人に特に留意していただきたい内容や映像の補足を記しています。映像の内容をさらに自分に引き寄せていただく上での参考にしてください。



研修参加者と意見交換したり、共有いただきたいことを紹介しています。会場の参加者に質問したり、グループワークなどですすめても良いと思います。答え(A)を掲載している場合も、一つの例と捉え、参考程度に扱ってください。

研修で用いる際には、主催者がまず映像全体を視聴すれば、どの様に研修をすすめればよいのか、イメージがつきやすいです。チャプターや設問の選び方は、地域の実情に合わせて判断してください。それぞれのテーマに合わせて、自分であればどうするのか意見を出し合い、ディスカッションを通して理解を深めるようにしましょう。



家計改善支援の 基本的な考え方と相談の流れ

所要時間 5 分 40 秒

1) 家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れ

所要時間 4 分 11 秒

2) 家計相談の基本となる各種家計表の意味と役割

所要時間 1 分 29 秒

Chapter
01家計改善支援の
基本的な考え方と相談の流れ

1) 家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れ



POINT 1

家計改善支援の基本的な考え方

家計改善支援とは、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を明らかにし、家計の視点から相談者とともに生活困窮の出口を見つけ出す支援です。

相談の中で家計の見える化を図り、1ヶ月の収支の状況を理解してもらうことが家計改善支援の基本的な考え方です。相談者本人が家計の現状を理解し、生活を見直すことで家計の改善方針を見出して、将来にわたって収支を自己管理できるよう伴走しながら支援を行います。



POINT 2

家計改善支援の基本の5つの柱

家計改善支援には、支援の5つの基本的な柱があります。

1. 家計の現状を理解してもらう支援
2. 行政窓口に同行し、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援
3. 法律家相談に同行し、借金や家賃滞納など債務に関する支援
4. 生活の健全化を図るために必要な貸付をあっせんする支援
5. 相談者自身が家計を自ら管理できるようにする支援

この他、家計改善支援だけで解決できない、重い障がいや依存症(ギャンブル、アルコール)などの課題を抱える人への支援は、自立相談支援や医療機関などと連携を行います。

Q

家計改善支援の基本的な考え方を聞いて、自分の考えと同じでしたか？
どんなところを大切にしたいと考えていますか？

Q

家計改善支援の基本の5つの柱のうち、皆さんの家計改善支援事業所ではどの項目に取り組んでいますか？

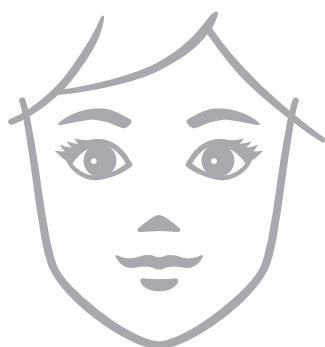
POINT 3 家計相談員のこころ構え ～信頼関係を形成するために傾聴を基本とする～

家計の現状の根本の部分にある相談者の気持ちを受けとめ、寄り添って話を聴くこころ構えが大切です。どのような感情が存在し、何を伝えたいか、相談者の背景を理解しながら話をすすめます。相談の核心を聞き取りながら、信頼関係を深めていきます。

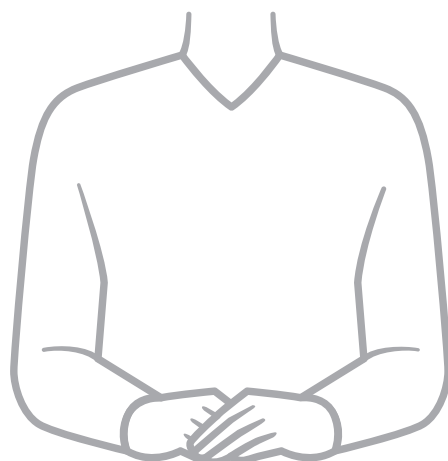
そして、家計相談員の思い込みや価値観で相談者の話を受けとめずに、まずよい聴き手となり「聴かせていただく」こころ構えでじっくり聴く姿勢が必要です。自分が正しく理解できているか、相談者の主訴を発語し、間違いがないか確認します。

この他、相談者の言葉だけではなく、目や手の動き、声の調子、表情、息遣い、姿勢など全体の様子に気を配りながら理解に努めます。何気ない仕草は相談者が、どのように感じているかを知る手がかりになることがあります。

また、相談者の話を聴いて動揺したり、違和感を感じたり、思考が閉鎖的になっていないか、自分自身の気持ちに気付くことも重要です。これ以上相談者の話を聴けないと感じたら、他の家計相談員の助けを求める心のゆとりも大切です。



目や口の動き、表情



手の動きや姿勢

Q

家計相談員のこころ構えの中で皆さんが特に大切にしたいと思うのは、どの部分ですか？
何故それを大切にしたいと思いますか？



相談者の話に集中できなくなったり、動揺している自分を感じた時、どうしたらよいと思いますか？



A

「長くなりましたからちょっとお茶を入れかえてきますね」など、相談者に断りを入れて少しその場を離れる、「ちょっと他の相談員の意見も聞いてみたいので席を外しますがよろしいですか？」と外に出て相談する、一人体制で相談相手がなければ「時間が来たので一旦今までの相談をまとめてみたいのですが宜しいですか」と次へつなぐ対応等が考えられます。



2) 家計相談の基本となる各種家計表の意味と役割

生活再生のための家計改善支援に必要な道具(ツール)として、相談時家計表・家計計画表・ライフイベント表・キャッシュフロー表を使用します。



POINT 1 最初の共同作業「相談時家計表」

相談時家計表は家計の収支の状況を把握するためのツールです。まずこの家計表作成という共同作業を通じ、相談者と家計相談員は家計の現状を理解するとともに、互いの信頼感が形づくられていきます。



POINT 2 解決に向けた道しるべ「家計計画表」

相談時家計表をベースにした予算書として、改善要素を整理した家計計画表を完成させます。



POINT 3 将来を共に考える「ライフイベント表」「キャッシュフロー表」

相談者世帯全体の将来の収支の変化を予測したものがライフイベント表です。そのライフイベントを家計計画表に組み込み、2~3年先の将来を見通すことができるように作成されたのがキャッシュフロー表となります。キャッシュフロー表は相談者の今後の暮らしの行程表となります。月々どの位の費用が必要で、家計の過不足はどの時期に発生するのかを予め相談者本人に確認してもらう役割を持ちます。



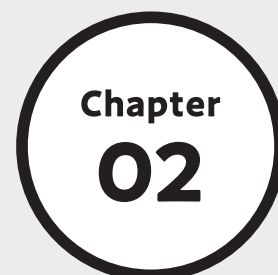
相談時家計表・家計計画表・ライフイベント表・キャッシュフロー表は家計改善支援の道具（ツール）であるとあえて説明していますが、それは何故だと思いませんか？

A

「相談者とコミュニケーションをとるための道具」という意味です。家計表やライフイベント表、キャッシュフロー表をつくること自体が目的化し、家計相談員が自分の知識や理解で勝手に作成している、もしくはあまり聴かずに作成しているケースがあります。手法だけが一人歩きし、相談者が置き去りにされ、相談者の思いや願いが反映されないような家計表やキャッシュフロー表には全く意味が無いので、道具であると位置づけています。

家計改善支援の専門性とは、資格やスキルに基づくものではなく、相談者に寄り添いながら相談者の家計にフォーカスしていく姿勢を言います。





初回面談への臨み方

所要時間 5分33秒

1) 初回面談への臨み方 所要時間 3分21秒

2) 主訴の確認 所要時間 2分12秒

Chapter
02

初回面談への臨み方



映像視聴の前に

この事例の田中さんは少し前に自立相談支援事業所に相談し、その紹介で家計改善支援事業所に相談に来られています。したがって、困っている内容については自立相談支援事業所と情報共有が出来ていることが前提です。



1) 初回面談への臨み方



POINT 1

初回面談に臨む際に大切な基本的なこと

1. 相談に来てくれてありがとうと歓迎の気持ちを相談者に伝える
2. 気持ちを静かに整え、相談室のドアを開ける
3. 名前で語りかける
4. 面談時間を最初に設定しておく
5. 守秘義務があることを伝える
6. 質問に対して「言いたくなければ、言わなくてもいいですよ」と伝え、安心してもらう



POINT 2

各自治体の状況に合わせて柔軟に対応しましょう

初回面談を行なう場所は自治体によって異なります。役所内の生活保護課や生活支援課の窓口であったり、相談室が役所内に別室で準備されていたり、役所外の支援事業所であったりします。それぞれの状況によって、相談者の迎え方に違いがあることは前提です。例えば、自治体によっては、お茶は出さない、相談員の名刺は渡さないなどのルールがある場合もあります。その様な違いがあることを研修参加者で共有することも大切です。

POINT 3 相談時間の受けとめ方

相談に来る人は相談室につながるまでに様々に悩み、逡巡し、困り果て、何とか勇気を奮い起こして相談に来られています。初めて会って言葉を交わす初回面談は、迷いながら相談に来た人にとっては相談員の印象が強烈で、その後の信頼関係をつくる上で大きく影響します。

相談しようと思ってきた人は面談冒頭の10分間くらいで、自分にとって大切なことを話される傾向にありますから、相談開始直後から10分間くらいはとにかく相談者の全てを理解したいという気持ちで意識を集中し、口を挟まずに話を聴きましょう。

また、これまでの経験から、面談時間は最大で1時間半を超えると相談者の疲れが目に見えて深まっていきます。相談員の集中力も途切れがちになります。2時間を超えると終わったときには疲れ果てています。したがって面談時間は最初から1時間から1時間半程度と示して、その時間を有効に使うことを相談者と共有しておきます。



初めて相談に来る人はどのような気持ちで相談室を訪れていると思いますか？
その様な相談者をお迎えしたり、ご案内する時に、どのようなことを心がけていますか？



2) 主訴の確認

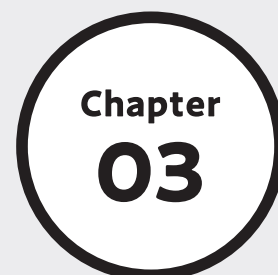


相談者は自立相談支援事業所で相談し、家計改善支援事業所につながってきているのですが、再度、ご本人から相談したい内容(主訴)の確認をしています。
どうしてだと思えますか？



A 相談者は話していくうちに自分が本当は何に困っているのか、どうしたいのかなど段々と自己理解が深まり、自身の境遇に気付く傾向にあります。
相談することによって認識が深まっていきますので、自立相談支援事業所で相談したことも、今何に困っているのか、再度お聴きすることが大切です。困りごとを注意深く聴きながら、家計相談員の目線でその困りごとの背景を掴みましょう。
困りごとは時間の経過とともに変化することもあります。家計について専門的に相談にのってくれるという安心感から、自立相談支援事業所とは違う課題が出てくることも少なくありません。





相談時家計表の作成

～家計収入と食費以外の支出の聞き取り～

所要時間 10分16秒

1) 家計収入の聞き取り 所要時間 3分41秒

2) 食費以外の支出の聞き取り 所要時間 6分35秒

Chapter
03

相談時家計表の作成

～家計収入と食費以外の支出の聞き取り～



映像視聴の前に

家計改善支援事業では家計収支の把握は必ず必要ですが、皆さんはどのようなやり方で進めていますか？研修では、映像を視聴する前に、次のいずれかに手を上げてもらうとよいでしょう。

- ・相談者に家計簿をつけて持ってくるようにすすめている
- ・レシートを持って来てもらい、それを家計表に書き写している
- ・その他(どのようにしているか尋ねる)



1) 家計収入の聞き取り



POINT 1 相談時家計表の作成に入る前に

本教材では、主訴の確認から、いきなり相談時家計表の作成となっていますが、実際の相談現場では、相談者の困りごとについて、その気持ちや困窮の背景をもう少し長くお聴きした上で、相談時家計表の作成に入ります。



POINT 2 正確な計算よりも大切なこと

相談時家計表の作成は1円単位まで正確に把握する必要はありません。生活に困窮して相談にお見えになる人は、今日明日の支払いに困り、今幾らお金が不足しているかは分かっている、1週間後どうなっているのか、1ヶ月での収支では幾ら不足するのかが分からない人がほとんどです。ですから、今の生活の仕方ですら1ヶ月を過ごした時にはどれくらいのお金が不足するのか、その収支をざっくりと把握し、不足する金額をどう賄うのかを相談するのが



家計改善支援です。その場合、精度の高い収支結果が分かる必要はなく、大まかに収支金額を把握できれば充分です。支出を減らす方向で改善できるのはどこか、収入を増やす方向でできることは何か等を見極める上でも、改善すべき金額の目標が分からないと相談が深まりません。レシートなどを細かく積み上げて家計を把握しようとする、収支結果が分かるまでの1ヶ月を無為に過ごすことになります。相談者が少しでも早く、目標を定めて手を打てるように促していくことは大事なことです。精度にこだわらずに、今分かることで相談を進めましょう。

POINT 3 「収入」と「家計収入」の違い

年金や資産や就労による収入そのままではなく、家計に入るお金のことを家計収入と呼んでいます。例えば、同居の子どもがいてその子の就労収入は10万円であるが、家計に5万円を入れている場合は5万円がその子からの家計収入となります。

このように収入と家計収入を区別しているのは、一緒に生計をたてている家族でも長年の家族関係や習慣により、家計への負担の仕方には違いがあるためです。

POINT 4 家計を丁寧に聞き取ることの意味

家計への負担の仕方の中に家族間の無理解や軋轢、解決すべき課題が隠れていたりするため、家計は誰が管理しているのか、誰がいくら負担しているのか、そもそもの収入金額は分かっているかなどを丁寧に聞き取り、その背景も理解していくことが重要です。十数年前、この聞き取りの中から、当時余り意識されていなかったDVに気づき、その解決に向かったことがあります。家計を丁寧に聞き取ることで、相談員だけでなく、相談者本人も認識してなかった事実気付くケースは少なくありません。



映像では、相談員が聴き取った家計の金額を相談者にも家計表に書いて貰っていましたね。それは何故だと思いますか？どのような効果があると思いますか？



自分で書いた家計表は自分のものだ意識しやすいからです。話したり書いたりする行為は自己確認につながりやすいので、形だけであっても自分で書いてもらうようにしています。





高齢で手がスムーズに動かないなどの理由で書くことが難しい人や時間がかかる人の場合はどうしますか？



手が不自由な人や書くことが不得手な人の場合は、本人に「私のほうで書きましょうか」と断りを入れることが大切です。本人の意志で書いていただけない場合も結構ありますから、その様な時にも家計相談員が独りよがりに進めたとならないように留意しましょう。



収入の聞き取りでこれは重要だと気がついたところがありましたか？



年金担保借入の理由と時期を聞いているところです。借金や滞納が起こる時期に何があり、その解決策としてどのような選択をしたかを理解しておくことは今後に備える意味でも重要です。

また、家計収入が他にないかをたずねているところも重要です。
同居家族の家計収入をたずねることで、家族関係や生活状態がわかります。



2) 食費以外の支出の聞き取り

POINT 1 まずは食費以外から尋ねてみましょう

食材は頻繁に買い物に行きますので、支出金額をインタビューで把握するのは難しい点があります。しかし、住居費は毎月決まっていますし、水道光熱費や教育費などは夏と冬などの季節による変化はあっても毎月大きな変化がないので、大雑把に把握しやすい支出です。様々なお話をする上でも、答えやすいところから入ると後が進めやすいです。

POINT 2 大切なのは、家計相談員自身の「暮らしの物差し」

住居費は持ち家なのか、賃貸なのかで、聞く内容が変わります。持家でもマンションであれば管理費のこと、賃貸であれば更新費はあるのか、町内会費があるかなど、生活に即して尋ねましょう。抜け落ちやすいものとして、趣味や娯楽費、ペットの費用や交際費があります。家計を預かっている人のお小遣いなどは家計と区別がなくなっていて、ほとんど分からない状態の人が多いです。家計相談員自身が自分の生活と家計を物差しにして、相談者の生活に関心をもって、聞き取るようにしましょう。

POINT 3 支出金額の背景を読み取りましょう

聞き取りは、支出金額を聞いたら終わりではありません。支出金額の背景に相談者のどのような気持ちや生活、環境があるのかを意識するようにしてください。そこを解決しないと家計の改善にはつながりません。この事例では電気代や理美容雑貨費から息子さんの状況が見えてきました。私たちの経験では携帯代の聞き取りから孤独な相談者の状況が見えてきたこともあるし、教育費のかけかたに離婚したことで子どもに負い目を感じている母親の姿を見たことなどもあります。

POINT 4 支出費目は柔軟に

家計表の費目は生活するうえで一般的で事例の多い支出項目を挙げています。見落としや聞き漏れがないように相談者にも家計表を見てもらいながらすすめると支出項目を把握しやすいです。相談者固有の費目があれば、空いている欄や使っていない費目を書き換えて、そこに書き込みます。

家計相談員から費目が多いという意見を聞くことがありますが、家計改善支援を利用し、のちに相談支援員になった人からは「こんなに細かく聞かれるのかと最初は思ったが、一緒に費目を見ているうちに触発されていると思い出し、自分の支出傾向も見えるようになった」という感想が出されています。

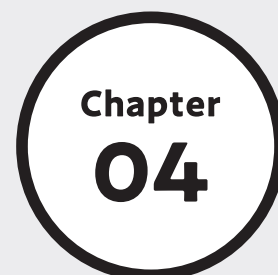


相談時家計表の聞きとりで把握した費目のうち、家族構成や人数を想定すると支出金額が少なすぎたり、多すぎることに気付くことがあります。皆さんはどのような基準で相談者の家計を見ていますか？あなたが印象に残っている事例には、どのようなものがありますか？



A 相談者は少ない収入の中でやりくりされていますから、省庁から発行されている統計調査などは基準になりにくい面があります。したがって、家計相談員の生活実感を基準に支出金額を読み取り、多いな、少ないなと感じたときは、率直に何か心当たりがあるかを尋ねてください。相談者に教えてもらうつもりで尋ねることで、学びと経験を積み重ねていただきたいと思います。





相談時家計表の作成

～把握が難しい食費の聞き取り～

所要時間 7分24秒

1) 食費の聞き取り **所要時間** 2分33秒

2) 相談時家計表を完成させる **所要時間** 3分27秒

3) 初回面談の振り返り **所要時間** 1分24秒

Chapter 04

相談時家計表の作成 ～把握が難しい食費の聞き取り～

1) 食費の聞き取り

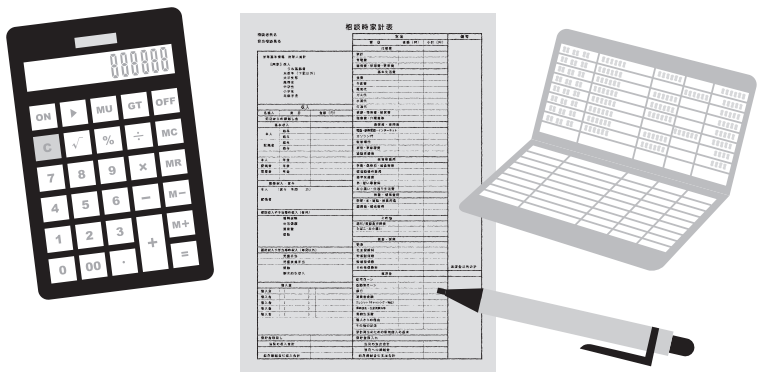
 POINT 1 生活は、食費から見えてくる

食費の聞き取りは丁寧にすすめることが重要です。食費を聞くことでどのような生活をされているのかが良く分かります。外食や弁当中心の生活であると支出が多くなるばかりでなく、健康にも影響します。何故その様な食生活になっているのかを注意深く聴いていくと、視力が落ちて良く見えない、体調が悪い、料理をしたことがないなどの別の課題が見えることもあります。また、家族の人数に比べ食費が少ないので、よく聴いてみると実家の親や兄弟から米や野菜を貰っていることが分かり、必要な時には相談にのってもらえる関係であることなども分かります。

2) 相談時家計表を完成させる

 POINT 1 個人情報に関する同意書を取る際に

個人情報に関する同意書について、自立相談支援の相談受付・申込票(A票)は家計改善支援と共通のものです(p46)。自立相談支援事業所から家計改善支援事業所に相談者が紹介されてきた場合は相談受付・申込票(A票)の同意書が活用できます。たまに自立相談支援事業所が相談受付・申込票(A票)の同意書を相談者から貰ってないことがあります。その場合は家計改善支援事業所で同意書へのサインをもらってください。なお、家計改善支援事業所はもう一つ別に相談受付・申込票(B票)を作成する必要があります(p47)。



Q

相談時家計表の収支結果を出す前に、家計相談員が相談者に毎月どれくらいのお金が不足していると感じているかをお尋ねし、本人に考えてもらっています。そして重大な事態であることに気付いてもらい、言葉としても発語してもらっています。相談者に現実に気付いてもらうための工夫として皆さんはどのようなかわり方をしたらよいと思いますか？

Q

初回面談の後、次の面談は自宅に訪問することになりましたが、家計相談員は何故その様にすすめたと思いますか？

Q

次回は相談者宅を訪問し息子さんも一緒に相談できるようにしようとなりましたが、訪問しても息子さんにはとても会えそうに無いと思える場合はどうしますか？

Q

次回、息子さんも一緒に相談することが決まりましたが、初回面談では息子さんの就労の可能性にはまったく触れていません。息子さんご本人にお会いしてからということですが、この様なすすめ方をどう思いますか？

Q

自立相談支援事業所や家計改善支援事業所で初回面談が終了した時点で、個人情報に関する同意書を貰う必要がありますが、相談者がサインしてくれないという話をよく聞きます。相談者は何故サインをしたくないと思われるのでしょうか？相談者の立場に立ってどのような心配があるのかを意見交換してみましょう。

Q

どのような言葉がけであれば、相談者に快く個人情報の同意書にサインをいただけるか、皆で意見交換してみましょう。

→ **A** ちなみにグリーンコープではサインを断られた経験はほとんどありません。相談者が心配しているのは、同意をすると嫌でも指導に従わないといけなのではないのです。相談内容に納得できて、かつ強制されることは無い、いやなことは嫌だと言える関係、一緒に悩んでくれる関係であることが分かれば同意に抵抗はありません。なお、同意書の説明を詳しくし過ぎるとかえって不審に思われることがあります。「今日の相談に納得いただけて、必要な時には一緒に窓口に行くためには同意書が必要なので」と説明し、サインをもらってください。



3) 初回面談の振り返り

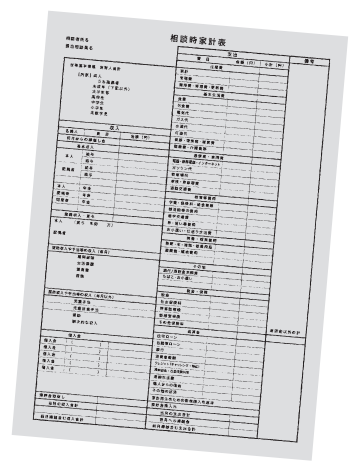
POINT 1 振り返りを忘れずに

面談が終わったら、必ず振り返りをしてください。家計相談員の面談スキルを上げていく上で、振り返って意識することは、とても大切です。以下は、特に振り返ってほしい項目3点です。

- 1. 相談者がどのような表情で帰られたか
その日の面談が相談者の気持ちに寄り添ってスムーズにすすんだかが分かります。
- 2. 次の相談につなげることができたか
次の面談はいつになったのか、支援が継続していくかどうか、ゆるやかな目標が立っているか。
- 3. 次の面談に向けて何を準備すればよいのか
次の面談に向けて準備しておくことを忘れないように記録しておきます。

POINT 2 家計改善支援の記録を作成しましょう

家計改善支援事業を実施していながら自立相談の記録のみで、家計改善支援の記録を作成していない事業所がかなりあります。家計改善支援は独自の視点から留意点をまとめておくことが必要です。特に家計表などは必ず、当日中に作成するようにしていきましょう。



Q

相談者を送り出したあと、初回面談の振り返りをしている人はいますか？

これまでやっていた人がいれば、振り返りで重要なことは何かを共有し、意見交換しましょう。
振り返りをしなかった人は、このような振り返りについてどう思うか発表してみましょう。

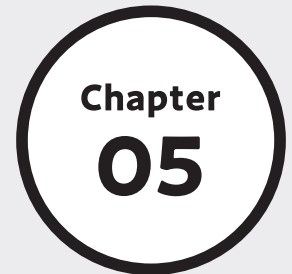
Q

この事例では、次回面談に向けて準備しておくことにどのようなことがあるでしょう？

A

自立相談支援事業所につなぐべき情報を整理し、自立相談支援事業所と相談しておくこと。
本日作成した相談時家計表をきれいに清書したものを自宅に届け、息子さんにも
見ておいていただくことなど。





番外編

相談時家計表が黒字になった事例

所要時間 3分46秒

Chapter
05

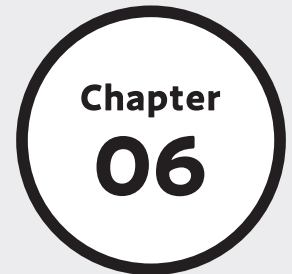
番外編 相談時家計表が黒字になった事例

Q

家計が黒字になった場合の背景は、ギャンブルやヤミ金だけではなく、飲食店でのツケや遊興費、異性への援助・交際費、知人への貸付など多様です。本人があまり言いたくないな、不名誉だなと思っているために話さないこともあるし、単純に忘れていることもあります。

黒字になったほかの事例を想定し、参加者どうしでロールプレイングで面談をやってみて、皆で意見交換してください。





家計計画表の作成

所要時間 8分11秒

Chapter
06

家計計画表の作成



映像視聴の前に

初回面談で確認したように2回目の面談は、次男の状況や意思を確認するために自宅を訪問し、家計計画表を作るという場面です。



POINT 1

ひとりで訪問することは可能な限り避けましょう

この映像の中では、自立相談支援員は訪問に同行していませんが、実際の自宅訪問の場合は家計相談員に自立相談支援員が同行しています。その方が、情報共有がしやすいからです。自立相談支援員の体制が無い場合などはケースバイケースですが、家計相談員が一人だけで訪問することは可能な限り避けるようにしています。



POINT 2

連携に必要なのは、日頃からの働きかけ

家計相談員が意識しておくべき連携先として、別紙の事業所（p59）があります。各事業所の窓口に出し、何かの時には協力をお願いして窓口から相談者を紹介してもらうことも含め働きかけをしましょう。窓口によっては、相談者の掘り起こしにつながることもあります。



Q

この事例では家計相談員だけでの自宅訪問となっています。
自立相談支援事業所や就労準備支援事業所と連携を図るには、連携先にどのように情報をつないでいきますか？

Q

この事例では息子さんに相談時家計表を前もって見てもらい、支出を減らせそうに無いため、収入を増やすしかないということを息子さんにも理解してもらい就労につながりました。では、息子さんが家計相談員とほとんど話せない心理状態で、かつ就労がとても望めそうに無い場合は、どのように相談を進めればよいと思いますか？

A

この事例では当初、生活保護も検討したのですが、息子さんが働いていた時期があり、辞めた後も時々収入があり、保護の基準には該当しませんでした。それでも今困っていることは事実ですので、息子さんが就労につながりそうに無ければ、生活保護の受給を検討すべきでしょう。他にもよい案が皆さんから出てくれることを期待します。

また、いきなりハローワークからの就労が無理であれば、就労準備支援につなぐ方法もあります。その場合の連携先の紹介や相談の切り出し方、話し方について、意見交換しましょう。





息子さんが、何とか前に進んでみようと前向きに考えた理由はどこにあると思いますか？



別紙に相談時家計表(p48)と家計計画表(p49)があります。どこがどう変化したのか、皆で確かめましょう。また、相談として、もう少し改善できる点はなかったかを、参加者で意見交換してください。

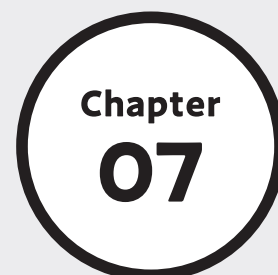


A

相談者主体で家計計画を立てるのが基本ですが、生活習慣を含め本人たちだけでは改善点が思いつかないことがあります。この事例で言えば、母親の保険料は少し多すぎます。その様な場合は率直にアドバイスすることが大切です。

本人の意思を尊重すると言えども、無理な減額、例えば食費を半分に削る等の安易な家計計画については、実行可能性も低く、健康の面でも良くないため、率直にそれは無理なのではないか、と進言するようにしましょう。





ライフイベント表・キャッシュフロー表 家計再生プランの作成

所要時間 6分55秒

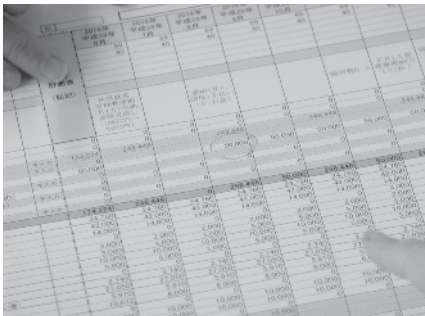
Chapter
07

ライフイベント表・キャッシュフロー表 家計再生プランの作成



映像視聴の前に

自宅訪問で家計計画表が作成でき、6月に次男も勤め先が決まり、7月から仕事に就くことができました。ここからは給与支給日までの家計の状態を把握するために再度相談室に来ていただき、キャッシュフロー表などの作成をした場面です。



POINT 1

キャッシュフロー表を作成する前に必要な「ライフイベント表」

キャッシュフロー表の作成に必要な「収支に関する人生の出来事(ライフイベント)とその時期・金額」をまとめたもののことをライフイベント表と言います(p10参照)。相談者が自分のありたい将来の姿と現実にかかる将来の出費や収入を書き込んで作成するものです。相談者の思いが反映されますので、キャッシュフロー表を作成する前に必ずライフイベント表を相談者本人に書いてもらい、意見交換してください。事例の内容を反映したライフイベント表とキャッシュフロー表はp50～52にあります。



POINT 2

相談者主体の家計再生プラン（家計支援計画）

家計再生プランは、アセスメント結果に基づき、目標や解決すべき課題を整理し、今後の取り組みをプランにまとめたものです。少しずつ確実に前に進めていくことを念頭に置きながら相談者と家族が主体となって、家計相談員と一緒に作成することが大切です。事例の内容を反映した家計再生プランはp53にあります。

Q

事例のライフイベント表では相談者と息子さんの収入のイベントと相談者の支出のイベントが書き込まれています。今回、息子さんの支出のイベントは書かれていませんが、息子さんが働き始めたら他にどのようなイベントがあると思いますか？皆で考えてみましょう。

Q

このキャッシュフロー表を見て、今後注意すべきこととして何をアドバイスしますか？

Q

注目していただきたいのは、H28年の7月、9月、11月、1月、3月の赤字月の過ごし方です。この事例では相談者の姉からお金を借りて、資金不足を補い、家計を再建できましたが、姉に貸せる財力がいない場合は、どうしますか？

A

親族から借りることが出来ない場合は、社会福祉協議会などに、相談時家計表と家計計画表、キャッシュフロー表などを添えて、貸付を申し込むことも考えられます。
いわゆる貸付あっせんです。



Q

姉からお金を借りたあと、徐々に改善できていることをどのように説明しますか？

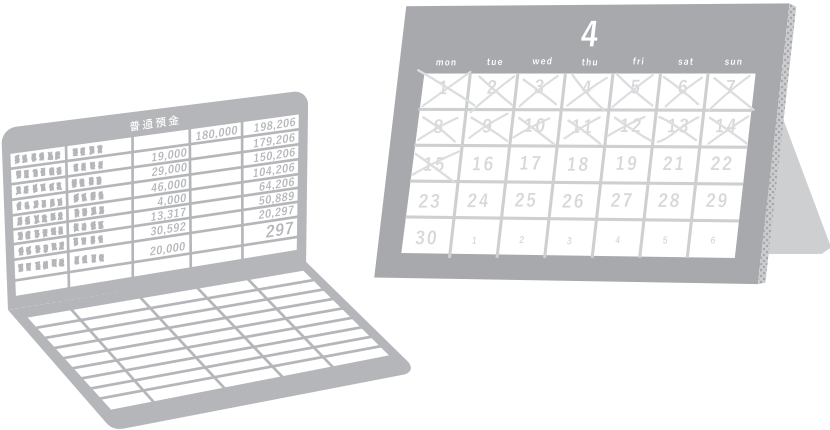
A

可能な限り具体的に説明します。
収支残高が赤字になることなく安定していきますので、しっかり頑張ることと、H29年の4月からは姉への返済もできるということを伝え、改善していくことを明確に意識してもらいます。さらに、予備費として、11月から3月までは暖房費を増やしていることや、少ないですが、お正月とお盆には予備費を加えていることなども伝えます。徐々に状況が改善され、息子さんの就労が安定すれば、さらに改善が進むことなど明るい情報を具体的に伝え、相談者に実感してもらうことが重要です。



Q

家計再生プランを一人ひとり書いてみましょう。その上で、別紙資料(p53)と比べてみてください。





家計改善支援のまとめ

所要時間 4分22秒

1) 事例のふり返し 所要時間 2分01秒

2) 同行支援とまとめ 所要時間 2分21秒

Chapter 08

家計改善支援のまとめ

1) 事例のふり返し



POINT 1

個計から家計へ。家族と共に考える

本教材の事例では、相談時家計表を作成した結果、現状の生活では5万円の赤字となることが分かりました。また、過去の病気のため本人の就労は難しいことから、支出を減らす方法の他に、次男の就労を相談しました。自宅訪問では、相談者と次男が大切にしている事を確かめながら、相談者にはどの費目を削減できるか、また、次男には短時間での就労の可能性など、家計を成り立たせる方策を一緒に考えました。

その結果、次男の就労収入5万円での収入増の他、インターネットや墓参りの費用などを減額すると、小遣い等を増額しても家計が成立しました。今後、医療費がかさむ傾向にあり、本人の障害者手帳取得のため病院に同行予定です。現在、無事に次男の就労に成功するなど、積極的に生活再生に努めています。



POINT 2

家計改善支援の2つの効果

本事例での家計改善支援は2つの効果が生まれました。

1 つめは生活の実態が見えたことで、自分たちで改めるべき点を見出すことができた点。

2 つめは次男の就労により家計改善の目処が見え、精神的な負担が軽減され、滞納生活費や固定資産税の支払いも計画的になったことで、不安が解消した点です。また、障害者手帳の取得で医療費の削減ができれば、さらに生活は安定します。

2) 同行支援とまとめ



POINT 1

伴走者として支える「同行支援」

同行支援も重要な家計相談員の業務です。生活に困窮している人にとって弁護士や行政窓口に行くことはとてもハードルが高いばかりでなく、法的に活用可能な救済制度を知らない事も多いのです。したがって、行政窓口や法律相談に同行し、制度を活用して解決するための方策を一緒に相談します。滞納などであっても、見通しをつけるまで数ヶ月支払いを待ってもらうことや、分割納付の

金額などの相談を行います。

相談の一つ一つは小さな出来事ですが、目の前にあることを一つずつクリアすることは信頼関係の積み重ねになり、やがて大きな問題を解決していく事となります。



POINT 2 行政直営か委託かによる違い

H30年4月時点の全国の事業所のうち、自立支援事業が行政直営のところは全体の35%です。直営＋委託のところを入れても45%です。55%は委託事業所です。家計改善支援事業になると85%が委託事業所で取り組まれています。

直営で困窮者自立支援事業がすすめられている自治体の場合は個人情報の同意書があれば、庁内連携が進めやすくなります。しかし、委託になると同意書があっても難しい問題があります。委託事業所の場合は庁内への窓口同行などの取り組み方については、事前に委託元の自治体の責任者と丁寧に相談しておく必要があります。

POINT 3 行政窓口に行き支援することの意味

家計改善支援では行政窓口に行き支援することをすすめています。同行することによって窓口の担当者に相談者の家計状況を正確に理解いただけますし、実施可能な返済の仕方を相談者を含めて決めることが出来ます。相談者も安心して窓口との相談に臨めるため結果として約束もきちんと守られます。しかし、滞納を一括管理して対応する収納課などがある自治体では、支払いを待ってもらうことや分割納付の相談どころか、委託先の家計相談員が窓口に行き支援すること自体を拒否されることがあります。

その様な自治体には困窮者支援の役割や相談者だけでなく、自治体にとっての家計改善支援のメリットを丁寧に話し込み、収納課の担当者の理解を深めてもらう取り組みから開始しましょう。また、家計相談員が収納課の役割や権限を踏み越えて一方的に対応していないか等も振り返ってみましょう。その上で、生活困窮者自立支援を実施している行政の責任者にも庁内の状況を理解してもらい、庁内での連携のあり方を一緒に考えてもらい、支援会議などの発足につなげるようにしましょう。



**POINT 4****法テラスや弁護士・司法書士相談への同行について**

家計相談員自身の勉強にもなりますから、法テラスや弁護士事務所等にも相談者に同行しますが、相談者を差し置いて家計相談員が先行して、話をすすめるようなことにならないよう、配慮しましょう。



住民税、所得税、自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料などの税金や公共料金についての同行支援は自治体によって対応の仕方に違いがありますから、参加者間で、それぞれどうしているかを出してもらい、違いを交換しましょう。



映像を通じた研修で自分が何を学び、これからどのように取り組もうと思ったのかを出してもらい、意見交換して終わるようにしましょう。時間が無ければ、アンケートに必ず記入してもらいます。

家計相談員は家計に現れる収支を評価するのではなく、裏側にある相談者の思いを聞き取り、生き方や人生観を尊重することがとても大切です。家計改善支援の最大の特長は、お金の動きを見る事で、家庭内で大切にしている事がわかり、同時に課題や解決策も見えてくることです。

家計改善支援は決して指導をすることではありません。

相談者が自己洞察を深め、課題を見出し、家計改善に向けて自己管理できるように立ち上がっていくための支援であることを意識し続けることが大切です。

別紙資料

① 映像教材事例の概要

② 各種帳票類

③ 家計改善支援事業の取り組みの現状（データ）

① 映像教材事例の概要

現状の家計を知り、次男の就労収入増と支出項目の見直しで、家計再建の目処が立った事例

相談者：69 歳女性

家族：次男との二人暮らし

収入：年金受給中 / 月 124,224 円 / 年金担保・月 5,000 円返済後

債務：消費者金融 1 社と姉 13 万円、残高 32 万円

滞納：固定資産税 28 万円、マンション管理費 7 万円、国保 9 千円、ガス代 7 千円

年金担保残：9.3 万円

相談内容

- ・ 2 年前に最愛の夫を亡くし、40 歳次男と同居中。相談者本人の年金と遺族年金を受給中。
- ・ 病気で入院した為、入院にともなう費用の支払い、公共料金の滞納、マンション管理費の滞納があり、どうすればよいか分からない。長年の固定資産税の滞納もあり、とても不安。

状況

- ・ 本年 3 月までは清掃業の仕事に就き月 5～7 万円の収入があり、何とか生活できていたが、病気の為、4 月から5月中旬まで入院し職も失った。担当の医師からは再度働くことは無理と言われている。
- ・ 次男は 1 年前に対人トラブルで離職し、その後家に引き籠もり気味で就職しても長続きせず、最近では収入がない。
- ・ 長男はいるが嫁家族とともに遠方に住まい、付き合いはほとんど無い。

家計表作成

- ・ 相談時家計表を作成し、現状の生活の仕方では 5 万円強の赤字となることが分かった。本人の就労は難しいが次男の就労については気持ちを確かめつつ、支出を減らすことなどが必要だと共有した。
- ・ 自宅訪問の上、次男には慣らし運転のつもりで就労できる時間帯を確認、相談者にはどこの費目を削減できるか、相談者と次男が大事にしたいこと等を確認しながら家計を成り立たせることを目指した。
- ・ 方策を二人と一緒に相談した。
家計計画表を作成し、次男の就労収入 5 万円と滞納生活費や税金の支払い計画を立てた。

家計改善支援には、以下の各種帳票があります。本教材で使用している帳票には下線を引いています。

1. 相談受付・申込票(A 票/B 票) 2. インターク・アセスメントシート 3. 相談時家計表 4. 家計計画表、ライフイベント表
5. キャッシュフロー表 6. 家計再生プラン(家計支援計画) 7. 支援経過記録シート 8. 評価シート 9. 貸付あっせん書

解決方法

- 次男の就労収入 5 万円での収入増の他、インターネットや墓参りの費用等を減額すると、小遣い等を増額しても家計が成立することが分かり、実行に移した。

相談後

- 5 万円強の赤字の数字を見たときは、とても深刻な表情であったが、自宅での面談で次男の就労が期待でき、家計計画表で僅かでも黒字になり、表情が明るくなった。
- 次男の就労により家計改善の目処が見え、滞納生活費の支払い等が終われば、生活も楽になり、貯金ができる可能性もあることから前向きな気持ちになられている。
- 今後医療費がかさむ傾向にあることから、本人の障害者手帳の取得などで病院に同行予定。

現在の様子

- 次男の就労に成功するなど、積極的に生活再生に努めている様子にある。

家計改善支援の効果

1. 現状の生活の実態が見えることで、自分たちで改めるべき点を見出すことができた
 2. 次男の就労による家計再建の目処が見え、精神的な負担が軽減され、前向きになった
 3. 滞納生活費や固定資産税の支払いも計画的にすれば解決することが分かり、不安が解消した
 4. 障害者手帳の取得で医療費の削減ができれば、かなり生活は安定することがわかった
-



② 各種帳票類

※ 映像教材事例

1. 相談受付・申込票 (A票)

ID	▲▲▲	受付日	平成 28 年 6 月 〇日	受付者	●●●
----	-----	-----	----------------	-----	-----

■ 基本情報 (書ける範囲でご記入ください)

ふりがな	てなか 〇〇	性別	☐ 男性 ☒ 女性 <input checkbox"="" type="checkbox/>()</td></tr><tr><td>氏名</td><td>田中 〇〇</td><td>生年月日</td><td><input type="/> 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 22 年 〇 月 〇 日 (69 歳)
住所	〒 -		
電話	自宅 () -	携帯	() -
E-mail			
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名	来談者と ご本人との関係	☐ 家族(本人との続柄:) ☐ その他()
	電話	() -	

■ ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

☐ 病気や健康、障害のこと	☐ 住まいについて	☒ 収入・生活費のこと
☒ 家賃やローンの支払いのこと	☐ 税金や公共料金等の支払いについて	☐ 債務について
☐ 仕事探し、就職について	☐ 仕事上の不安やトラブル	☐ 地域との関係について
☐ 家族との関係について	☐ 子育てのこと	☐ 介護のこと
☐ ひきこもり・不登校	☐ DV・虐待	☐ 食べるものがない
☐ その他()		

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

入院して、働けなくなり、年金だけの収入になった
マンションの管理やカス代が払えなくなり、税金の督促もきていて、
どうしていいかわからない。

■ 相談申込み欄

〇〇様

上記の相談内容等について、自立・家計改善支援の利用を申し込みます。
また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

平成 28 年 6 月 〇 日 本人署名 田中 〇〇 (印)

1. 相談受付・申込票 (B票)

※ 映像教材事例

■ご本人について

仕事	☐ 正社員・公務員 ☐ 臨時職員・パート・アルバイト・派遣社員 ☐ 自営業・家族従業者・内職 ☐ 家事 ☒ 年金生活 ☐ 失業・休職中 ☐ その他()				
住居	☒ 持家 ☐ 借家 ☐ 公営住宅 ☐ 賃貸アパート・マンション ☐ 会社の寮・借り上げ住宅 ☐ 野宿 ☐ その他()		家賃・住宅ローン	万円/月	
健康保険	☒ 国民健康保険 ☐ 健康保険(国保以外) ☐ 加入していない	年金加入状況 ☐ 加入中 ☐ 過去に加入歴あり ☐ 未加入・不明 ☒ 現在受給中 ☐ 免除	婚姻 ☐ 未婚 ☐ 既婚 ☐ 離別 ☒ 死別 ☐ その他()		
最終学歴等	☒ 中学(高校未入学) ☐ 中学(高校中退) ☐ 高校(大学中退を含む) ☐ 特別支援学校(学級を含む) ☐ 専門学校・専修学校・各種学校 ☐ 高等専門学校 ☐ 短大 ☐ 大学・大学院 ☐ その他() → ☐ 現在、就学中		生活保護	☐ 受給中(年 月～) ☐ 現在申請中 ☐ 過去に受給経験あり ☐ 相談経験はあるが、受給したことはない ☒ 受給しておらず、過去に相談経験もない	

■ご家族について

続柄	年齢	同居/別居	職業・学校等	就労収入		非就労収入※ (年金等月額)	備考 (病気、介護状況、非就労収入の詳細等※)
				月額	賞与(年間)		
本人	69		無職	万円	万円	12.4万円	通院治療中。就労不可。
次男	40	☒ 同居 ☐ 別居	無職	0万円	万円	万円	
		☐ 同居 ☐ 別居		万円	万円	万円	
		☐ 同居 ☐ 別居		万円	万円	万円	
		☐ 同居 ☐ 別居		万円	万円	万円	
		☐ 同居 ☐ 別居		万円	万円	万円	

※非就労収入:年金、障害者手当、児童手当、奨学金、援助収入 など

■借金・滞納について

借金の状況	☐ 返済が困難 ☐ 順調に返済中 ☐ 借金はない ☒ その他()		過去の債務整理	☐ 過去に債務整理したことがある → 年 月 ☐ 本人 ☐ 家族() → 債務整理の方法 ☐ 任意整理 ☐ 特定調停 ☐ 個人再生 ☐ 自己破産 ☐ 不明 ☒ 債務整理したことはない				
返済について	☐ 返済がなくなれば家計が成り立つと思う ☒ 返済がなくなっても家計が成り立つとは思えない							
名義	種類※	借入先	用途	借入時期	現在の債務残高	月々の返済額	ボーナス時の返済額	備考
本人	キャッシング	消費者金融	支払いのため	●年 ●月	19万円	1万円	万円	
本人	年金担保	年金	死別した夫の医療費	26年 ●月	9.3万円	0.5万円	万円	
本人	借入	姉	支払いのため	●年 ●月	13万円	万円	万円	
				年 月	万円	万円	万円	
				年 月	万円	万円	万円	
滞納状況	☐ 滞納なし ☒ 滞納あり →詳細右記	滞納費目	☐ 家賃 ☐ 水道料金 ☒ ガス料金 ☐ 電気料金 ☐ 電話料金 ☐ 住民税(市・県民税 等) ☒ 固定資産税 ☒ 国民年金保険料 ☒ 国民健康保険料 ☐ 介護保険料 ☐ 保育料 ☐ 給食費 ☐ 学費 ☒ その他(マンション管費費)					
一番お困りのことについて、いつごろからお困りですか				28 年 4 月頃から または 年前から				
これまで、相談機関に相談をされたことがある場合は、どのような相談をされたのかご記入ください(いつ頃、どこに、何について)								
なし								

※種類:住宅ローン・車ローン、銀行、消費者金融、クレジット(キャッシング・物品)、奨学金、知人等

ID 映像教材事例

相談者氏名 _____
担当相談員名 ○○

3. 相談時家計表 (H 28年6月作成)

相談者氏名			支 出			備 考
担当相談員名			費 目	金額(円)	小計(円)	
			住居費		24,760	お米10kg 3,000円 おかず1000円×30日 ＝30,000円 朝食 食パン200円×15 ＝3,000円 お茶、補食 6,000円 診察代1,470円 薬代3,610円 テレビガイド 1日135円×缶ビール2本 電車代にタクシー含む 仏花2,500円 お墓参り2,000円 (※未納) 固定資産税280,000円滞納 国民健康保険3ヶ月滞納 次男分国保は含まず 返済金以外の計 155,342 年金担保残92,205円 (年金時1万円返済込み) 残186,690円
世帯基本情報 世帯人員計 2人			家賃			
【内訳】成人 2人			管理費		24,760	
うち高齢者 1人			維持費・修理費・更新費			
未成年(下記以外) 0人			基本生活費		68,000	
大学生等 0人			食費		42,000	
高校生 0人			外食費			
中学生 0人			電気代		13,000	
小学生 0人			ガス代		3,500	
未就学児 0人			水道代		2,500	
			灯油代		0	
			被服・理美容・雑貨費		2,000	
			医療費・介護費等		5,000	
			通信費・車両費		15,000	
			電話・携帯電話・インターネット		15,000	
			ガソリン代(通勤費含む)			
			駐車場代		0	
			車検・車修理代			
			通勤交通費			
			教育等費用		0	
			学費・保育料・給食費等			
			部活動等の費用			
			通学交通費		0	
			塾・習い事費用			
			お小遣い・仕送り生活費			
			教養・娯楽費用		400	
			新聞・本・雑誌・教養用品		400	
			遊興費・娯楽費用		400	
			その他		30,600	
			酒代/酒飲食交際費		8,100	
			たばこ・お小遣い		15,000	
			電車代		3,000	
			仏花、お墓参り代		4,500	
			税金・保険		16,582	
			税金(住民税・固定資産税・自動車税等)		4,000	
			社会保険料(国保・国民年金等)		1,910	
			貯蓄型保険(学資・年金保険等)			
			掛捨て型保険(車・火災等)			
			その他保険料(県民共済)		6,672	
			アフラック保険		4,000	
			返済金		20,000	
			住宅ローン		0	
			自動車ローン			
			銀行			
			消費者金融(〇〇)		10,000	
			クレジット(キャッシング・物品)			
			滞納税金・社会保険料等		10,000	
			滞納生活費(家賃・光熱水費等)		10,000	
			個人からの借金		0	
			その他の返済			
			家計再生のための新規借入の返済		0	
			預貯金預入れ		0	
当月の収入合計 124,224			当月の支出合計		175,342	
			翌月への繰越金		-51,118	
前月繰越含む収入合計 124,224			翌月繰越含む支出合計		124,224	

ID 映像教材事例

4.家計計画表

(H28年6月分)

相談者氏名

担当相談員名

〇〇

世帯基本情報	世帯人員計	2人
【内訳】	成人	2人
	うち高齢者	1人
	未成年(下記以外)	0人
	大学生等	0人
	高校生	0人
	中学生	0人
	小学生	0人
	未就学児	0人

収入		
名義人	費目	金額(円)
前月からの繰越金		
基本収入		174,224
本人	給与 ①	
	給与 ②	
配偶者	給与 ①	
	給与 ②	
次男	アルバイト(訓練)	50,000
本人	年金	124,224
配偶者	年金	年金2か月分
同居者()	年金	248,448円
臨時収入・賞与		0
本人	(賞与 年間 万)	
配偶者		
援助収入や手当等の収入(毎月)		0
	雇用保険	
	生活保護	
	養育費	
	援助	
援助収入や手当等の収入(毎月以外)		0
	児童手当	
	児童扶養手当	
	援助	
	副次的な収入	
借入金		0
借入金	()	
借入金	()	
借入金	()	
借入金	()	
借入金	()	
預貯金取崩し		
当月の収入合計		174,224
前月繰越含む収入合計		174,224

支出		
費目	金額(円)	小計(円)
住居費		24,760
家賃		
管理費	24,760	24,760
維持費・修理費・更新費		
基本生活費		63,000
食費	42,000	42,000
外食費		
電気代	8,000	
ガス代	3,500	14,000
水道代	2,500	
灯油代		0
被服・理美容・雑貨費	2,000	2,000
医療費・介護費等	5,000	5,000
通信費・車両費		15,000
電話・携帯電話・インターネット	10,000	10,000
ガソリン代(通勤費含む)		
駐車場代		5,000
車検・車修理代		
通勤交通費	5,000	
教育等費用		0
学費・保育料・給食費等		
部活動等の費用		
通学交通費		0
塾・習い事費用		
お小遣い・仕送り生活費		
教養・娯楽費用		2,740
新聞・本・雑誌・教養用品	400	
遊興費・娯楽費用		2,740
NHK	2,340	
その他		27,050
酒代/酒飲食交際費	4,050	
たばこ・お小遣い	20,000	27,050
電車代	3,000	
仏花・お墓参り	0	
税金・保険		16,582
税金(住民税・固定資産税・自動車税等)	4,000	
社会保険料(国保・国民年金等)	1,910	5,910
貯蓄型保険(学資・年金保険等)		
掛捨て型保険(車・火災等)		
その他保険料(県民共済)	6,672	10,672
アフラック	4,000	
返済金		20,000
住宅ローン		0
自動車ローン		
銀行		
消費者金融(〇〇)	10,000	10,000
クレジット(キャッシング・物品)		
滞納税金・社会保険料等		10,000
滞納生活費(家賃・光熱水費等)	10,000	
個人からの借金		0
その他の返済		
家計再生のための新規借入の返済		0
預貯金預入れ		0
当月の支出合計		169,132
翌月への繰越金		5,092
翌月繰越含む支出合計		174,224

備考
お米10kg 3,000円 おかず1000円×30日 =30,000円 朝食 食パン200円×15 =3,000円 お茶、補食 6,000円 診察代1,470円 薬代3,610円 次男用 テレビガイド 1日135円×缶ビール1本 親子1万円ずつ 電車代にタクシー含む (※未納) 固定資産税280,000円滞納 国民健康保険3ヶ月滞納 次男分国保は含まず 返済金以外の計 149,132 年金担保残92,205円 (年金時1万円返済込み) 残186,690円 [次男アルバイト 1日4～5時間×12日]

ライフイベント表

収入のイベント内容 (毎月以外の収入の内容)				支出のイベント内容 (家族のイベント)			
				本人		次男	
西暦	平成	月		満年齢	4月 満69歳	満年齢	4月 満40歳
2016年	28年	6月	年金248,448円	69	管理費月1万分納開始、保険見直し1.1万⇒0.6万	40	
		7月	姉から10万				
		8月	年金248,448円、次男就労収入5万		滞納ガス・国保支払1.6万、盆1万		
		9月					
		10月	年金248,448円				
		11月			暖房費0.3万(～3月)		
		12月	年金248,448円		正月1.5万、管理費滞納分割終了		
2017年	29年	1月					
		2月	年金248,448円				
		3月					
		4月	年金248,448円	70		41	
		5月					
		6月	年金248,448円				
		7月					
		8月	年金248,448円		盆1万		
		9月					
		10月	年金248,448円				
		11月			暖房費0.6万(～3月)		
		12月	年金248,448円		年金担保終了、正月2万		
2018年	30年	1月			消費者金融(〇〇)返済終了		
		2月	年金258,448円		固資4期1万、滞固資分納0.5⇒1万		
		3月					
		4月	年金258,448円	71	固資1万、	42	
		5月					
		6月	年金258,448円				
		7月			姉に返済3、固資1万		
		8月	年金258,448円		盆1万		
		9月					
		10月	年金258,448円				
		11月					
		12月	年金258,448円		正月2万		

相談時	ID
-----	----

51

5. キャッシュフロー表

〇〇家のキャッシュフロー表②

(2016年6月作成)

西暦		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		2016年		201	
----	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-----	--

6. 家計再生プラン(家計支援計画)

担当者氏名: 藤浦

作成日	平成 28年 6月 ● 日	作成回	■初回 □再プラン()回目		
ふりがな	たなか ●●	性別	□男性	■女性	□()
氏名	田中 ●●	生年月日	□大正	■昭和	□平成
			22 年 ●月 ●日(69 歳)		

○解決したい課題 〈主に、家計改善支援事業により、解決を図りたい課題〉

- ・入院で、パート収入が無くなり、今後の生活が不安。
- ・公共料金やマンションの管理費の滞納が起きている。
- ・長年固定資産税を滞納している。
- ・次男が1年前に離職し、その後仕事が長続きせず、最近収入がない。

○目標(目指す姿)〈本人が設定〉※家計収支における目標として家計計画表、キャッシュフロー計画表を添付

- ・滞納を解消し、次男と安定した生活を送りたい。

○プラン 〈家計改善支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入〉

実施すること (本人・家族等・家計相談支援機関・その他機関)	備考(関係機関・期間・頻度など)
家計状況の把握(収入 12.4 万、支出 17.5 万、5.1 万の赤字)	本人、家計改善支援事業所
次男とともに支出の見直しについて検討する。 →6月●日 自宅訪問	本人、次男、家計改善支援事業所
収入増について相談する。 →次男の就労について次男の意向を確認し、就労できるようにする。	次男、自立相談支援事業所
滞納の支払いについて、今後、支払計画を立てる。 →●月●日 収納課へ分納相談に行く。	本人、収納課、家計改善支援事業所
債務整理について弁護士のアドバイスを受ける。	本人、〇〇法律事務所、家計改善支援事業所
障害者手帳取得のために医療機関へ同行予定。	本人、医療機関、家計改善支援事業所
継続して家計改善支援を受ける。	本人、家計改善支援事業所

○プラン期間と次回モニタリング(予定)時期等

プラン期間	次回モニタリング時期	次回面談予定日
平成 28 年 9 月まで	平成 28 年 9 月	平成 28 年 6 月 〇 日

本人確認欄

田中 〇〇

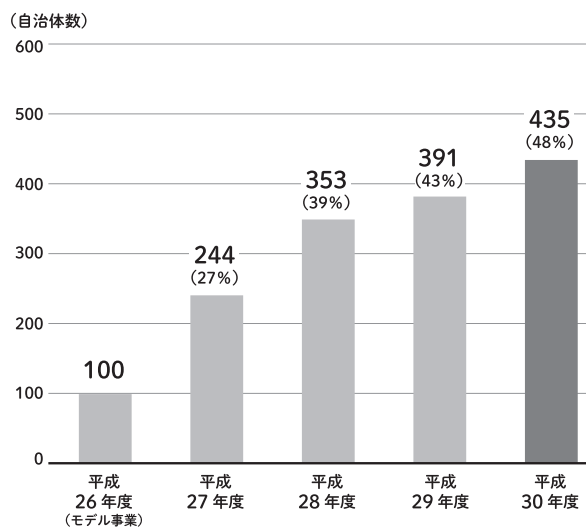
③ 家計改善支援事業の取り組みの現状（データ）

概況について

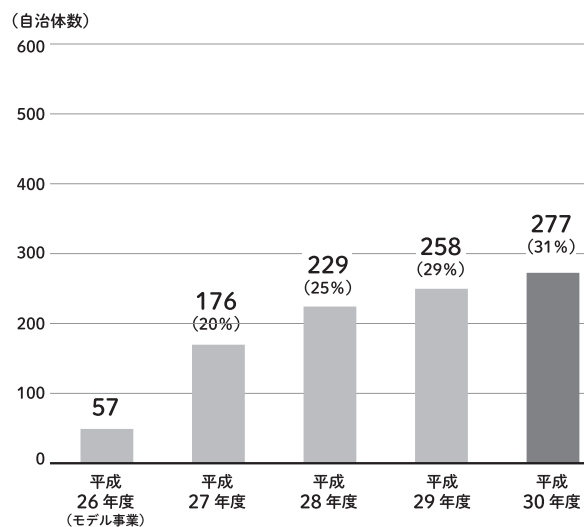
平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、前事業において増加している。

任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

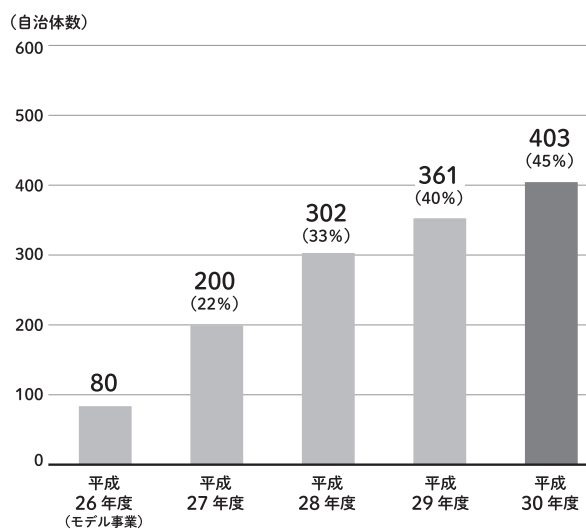
● 就労準備支援事業



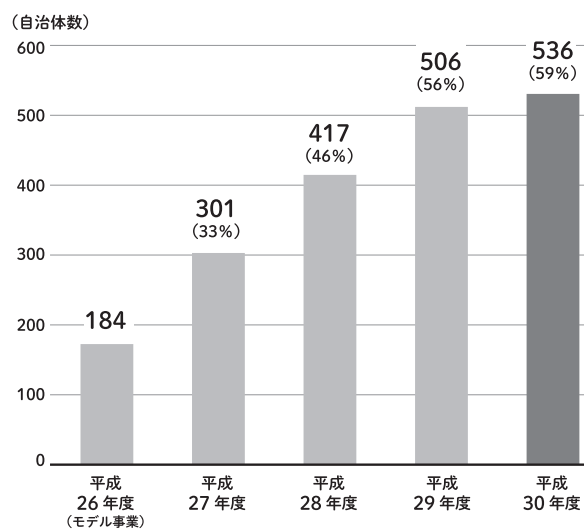
● 一時生活支援事業



● 家計改善支援事業



● 子どもの学習支援事業



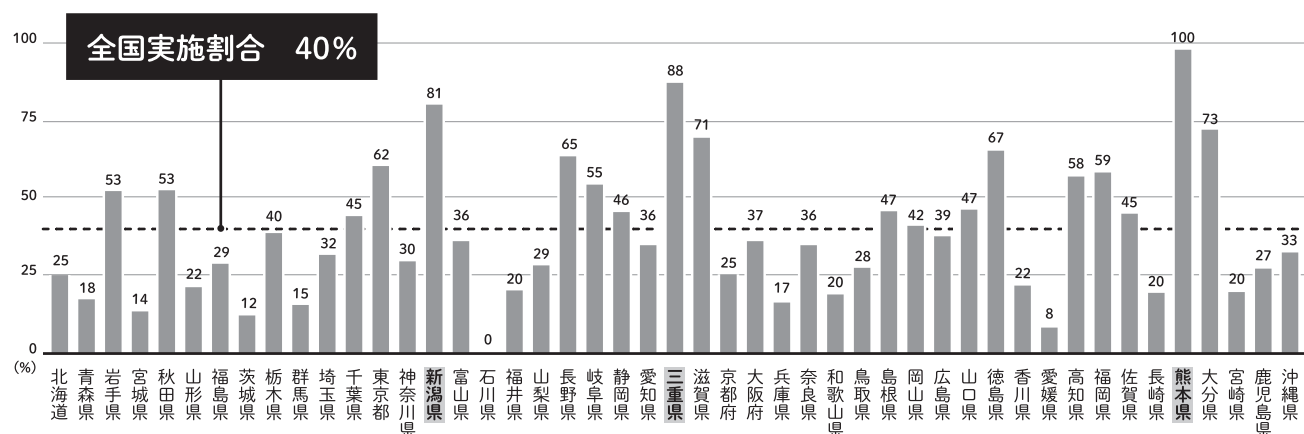
平成30年度 厚生労働省資料より（平成27～29年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ）

全国の困窮者支援事業の実績

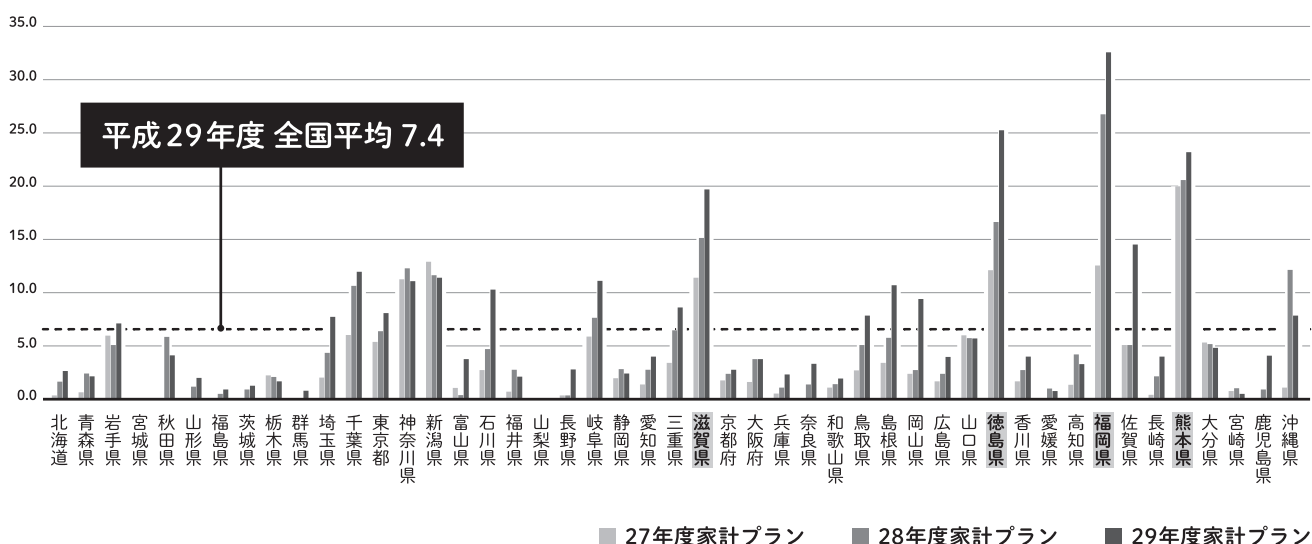
(厚生労働省データより作成)

平成29年度 家計改善支援事業の実施状況

(都道府県別の実施割合 ※実施予定を含む) 平成29年度 厚生労働省資料より

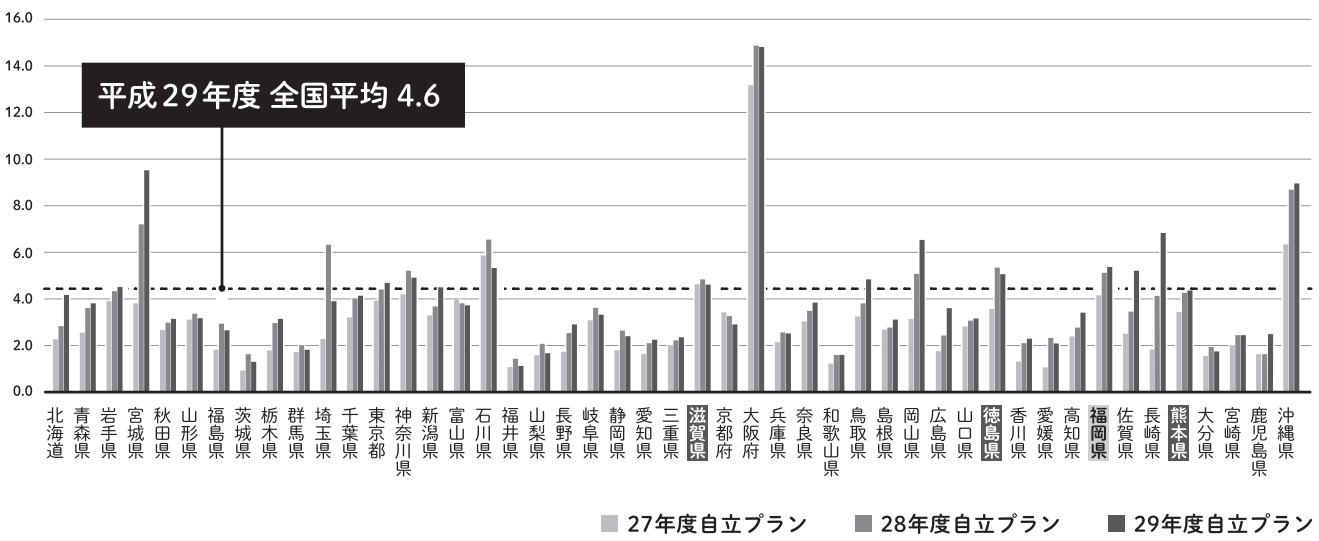


平成27・28・29年度 家計10万人当りプラン実績 (年)



厚生労働省 平成27～29年度生活困窮者自立支援制度における支援状況4月～3月の資料から作成

平成27・28・29年度 自立10万人当りプラン実績（月）



厚生労働省 平成27～29年度生活困窮者自立支援制度における支援状況4月～3月の資料から作成

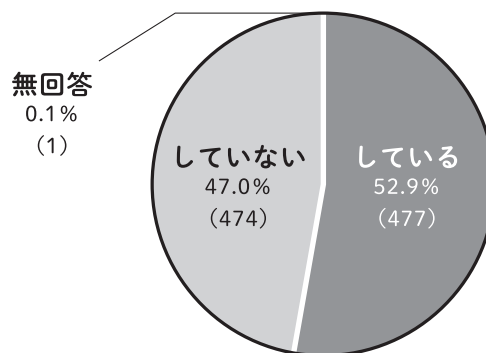
自立相談支援事業

- 自立相談支援事業の運営方法について、直営方式との併用を含めて、約 64.9%の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会（76.2%）が最も多い。
- 被保護者就労支援事業と一体的に実施している自治体は約 5 割。

運営方法

運営方法	自治体数	割合
直営	317	35.1%
委託	493	54.7%
直営＋委託	92	10.2%

被保護者就労支援事業との一体的な実施の業況



委託先

（複数回答）

委託先区分	自治体数	割合	（参考）法人数	
			法人数	割合
社会福祉法人（社協以外）	51	8.7%	58	6.6%
社会福祉協議会	446	76.2%	583	66.0%
医療法人	1	0.2%	3	0.3%
社団法人・財団法人	35	6.0%	70	7.9%
株式会社等	34	5.8%	45	5.1%
NPO 法人	69	11.8%	84	9.5%
生協等協同組合	13	2.2%	12	1.4%
その他	15	2.6%	29	3.3%
合計	—	—	884	

【注】委託先の法人数は、平成 30 年 7 月 1 日時点の状況を集計したもの。

家計改善支援事業

- 家計改善支援事業の運営方法について、直営方式との併用を含めて、約 9 割の自治体が委託により実施している、委託先は社会福祉協議会（70.1％）が最も多い。
- 支援員の配置方法は「配置型（88.1％）」が最も多く、窓口の開設頻度は「常時開設（82.6％）」が最も多い。

運営方法

運営方法	自治体数	割合
直営	48	11.9％
委託	344	85.4％
直営＋委託	11	2.7％

窓口の開設頻度

区分	回答数	割合
常時開設	333	82.6％
週 2～3 日程度	20	5.0％
週 1 日程度	15	3.7％
月 2 回程度	7	1.7％
月 1 回程度	3	0.7％
必要に応じて 随時開設	25	6.2％

支援員の配置方法

区分	回答数	割合
配置型	355	88.1％
巡回型	19	4.7％
派遣型	29	7.2％

（※1）巡回型…複数の自治体と共同実施しており、各拠点巡回する方法

（※2）派遣型…単一の自治体との契約により、定期または不定期で相談員を派遣しているもの

委託先

（複数回答）

委託先区分	自治体数	割合	（参考）法人数	
			法人数	割合
社会福祉法人（社協以外）	17	4.8％	22	4.8％
社会福祉協議会	249	70.1％	326	71.2％
医療法人	0	0.0％	0	0.0％
社団法人・財団法人	14	3.9％	15	3.3％
株式会社等	8	2.3％	10	2.2％
NPO 法人	26	7.3％	27	5.9％
生協等協同組合	38	10.7％	38	8.3％
その他	20	5.6％	20	4.4％
合 計	-	-	458	

【注】委託先の法人数は、平成 30 年 7 月 1 日時点の状況を集計したもの。

平成30年度 厚生労働省資料より

家計改善支援の主なつながり



生活資金の斡旋先

福祉保険事務所

母子寡婦福祉資金

社会福祉協議会

生活支援費、住宅住居費、福祉費、
一時生活再建費、緊急小口資金、
教育支援費、就学支度金、
不動産担保型生活資金

日本政策金融公庫

教育ローン、事業資金

市町村日本学生支援機構 あしなが育英会

奨学金

労働金庫

教育ローン、住宅ローン他

生活協同組合などの貸付機関

生活再生のための貸付

多重、過剰債務 の相談先

法テラス 弁護士・司法書士 財務（支）局

返済困難な借金

任意整理
特定調停
個人再生
自己破産
その他

悪質商法など

消費生活センター窓口 適格消費者団体

税金や滞納、 支払先の相談など

税金（県、市町村）

市・県民税、自動車税、固定資産税

住宅課・不動産業者

市営住宅・県営住宅、UR住宅、
民間賃貸住宅

上下水道 水道料金

その他の滞納

電気代、ガス代、携帯代他

保険年金課

国民健康保険、国民年金、
後期高齢者医療保険

学校教育課、保育園他

給食費・校納金・保育料

その他保険

生命保険、自動車保険、住宅保険他

病院のソーシャルワーカー

地域包括支援センター他

医療費、介護費用他

「相談者とともにすすめる家計改善支援 ～支援のチカラで100人に100通りの生活再生を～」

映像教材（52分10秒 動画）

映像教材手引書（本誌）

上記2点はグリーンコープ生活協同組合連合会のホームページで公開しています。
(https://www.greencoop.or.jp/seikatsu_konkyusha_shien/)

映像教材は、グリーンコープのホームページからご覧いただけますが、ダウンロードはできません。
研修等で使用される場合は、お届けしたDVDをご利用ください。

手引書・映像教材制作：グリーンコープ生活協同組合連合会
手引書の監修・デザイン：田北 雅裕（九州大学大学院人間環境学研究院 専任講師）
河村 美季（フリーランスデザイナー）
映像教材の撮影・編集：泉山 朗土（株式会社ボックスグラフ 代表取締役）

お問い合わせ先：〒812-0011

福岡市博多区博多駅前1-5-1 博多大博多通ビルディング7階

グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室（TEL.092-481-6873）

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前 1-5-1 博多大博通ビルディング 7 階

グリーンコープ生活協同組合連合会

TEL 092-481-6873

平成 31（2019）年 3 月